

特定ケア看護師の紹介



特定ケア看護師とは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」により、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「保助看護法」という。）の一部が改正され、特定行為に係る看護師の養成が、平成 27 年 10 月から施行されることとなりました。

特定ケア看護師（地域医療振興協会での呼称）は「特定行為を実施する看護師」だけでなく、臨床推論をもとに「診る」と「看る」とで患者さんを全人的にとらえ、医療・看護を提供する看護師です。

《特定ケア看護師》 木下誠一

2025 年、団塊の世代が後期高齢者となり 5 人に 1 人が 75 歳以上、3 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢化社会を迎えます。しかし、病院や医師の数は年々減少傾向にあり、患者さんが適切な医療が受けられなくなっている現状です。そういった状況に対し、特定ケア看護師は、特定医行為の実践と医療・看護両方の視点で患者さんに寄り添い、地域の健康を保持・増進することを役割としております。救急・集中治療領域から在宅医療までの幅広い分野で、タイムリーに医療と看護を提供していきます。



⇒[JADECOM-NDC のホームページはこちら](#)